

確定申告・住民税申告が不要の給与所得者等の方へ

ふるさと寄附金の

ワンストップ特例制度が創設されました

○確定申告や住民税申告を行わない給与所得者や年金所得者等が寄附をした場合に、税務申告手続きを簡素化する特例制度です。

○寄附をされる際にワンストップ特例の申請をされると、市町村間にて通知を行い、翌年度の住民税で「申告特例控除額」（所得税・住民税の寄附金控除・寄附金税額控除相当額）が適用されます。



▼必要な手続き

1. 「さわやか軽井沢ふるさと寄附金」の寄附申込時に、「ワンストップ特例申請書を要望する」にチェックしてください。

2. 後日寄附金受領証明書と併せて送付される「**申告特例申請書**」に、必要事項を記入・押印の上、町へ送付してください。（住所移転など変更があった場合はご連絡ください。翌年の1月10日まで）

ご注意いただきたいこと

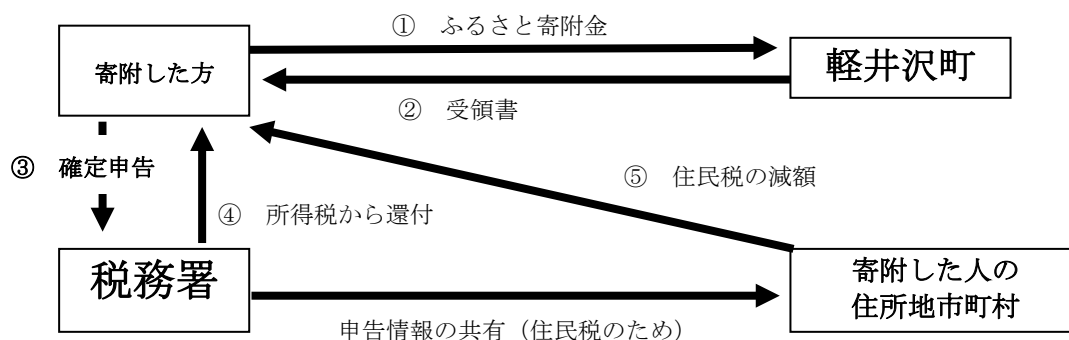
・ワンストップ特例の申請をされた方が、確定申告や住民税申告を行った場合（医療費控除等による場合も含む。）や、5ヶ所を超える市町村に申請を行った場合は、ワンストップ特例の申請は無効となり、申告特例控除額は適用されません。

・ワンストップ特例の申請をされた方が、医療費控除等の控除の追加や所得の申告などにより、確定申告や住民税申告をしなければならなくなった場合は、寄附金の申告も忘れないようご注意ください。

※軽井沢町ではこれまでと同様に「寄附金受領証明書」を送付いたしますので、申告時にお使いください。

※ふるさと納税の手続き

(現行)



(追加制度)

